

環 境 活 動 レ ポ ー ト

令和 5 年度

(期間：令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)



令和 6 年 6 月 3 0 日 作 成



®環境省

エコアクション21

認証番号 0006949

 株式会社内藤工務店
NAITOU

目 次

1	環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	組織の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	認証・登録の対象範囲・・・・・・・・	2
4	実施体制図・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	環境目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	環境目標の実績・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	環境活動計画とその取組結果及び評価、 次年度の取組内容・・・・・・・・	6
8	環境関連法規の遵守状況・・・・・・・・	11、12
9	代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果・・	13

経 営 理 念

過去に感謝・現在に挑戦・未来に飛躍

1. 環 境 経 営 方 針

当社は、環境に関する社会の関心が高まり、環境関連法が整備されるなか、建築物の施工及び設計を通じて環境問題に積極的に取り組むことにより環境改善を図り、広く地域・社会に貢献した取り組みを推進します。

行 動 指 針

1. 当社は、エコアクション21により、環境経営システムを構築し、環境経営目標を達成させるために、環境経営計画を定め継続的な環境改善に努めます。
2. 事業活動での使用資材、文具等のグリーン購入に努め、循環型社会の実現に貢献します。
3. 環境配慮設計及び工法の推進を積極的に実施します。
4. 環境経営システムを構築し、次の事項に対して優先的に取り組みます。
 - ① 省エネルギー、省資源に努めます。
 - ② 廃棄物量の削減と、リサイクルに努めます。
 - ③ 水資源使用量の削減（節水活動）に努めます。
 - ④ 化学物質の使用量の削減に努めます。
5. 事業活動においては、環境関連法を遵守します。
6. 地域社会や建設現場における環境保全活動に積極的に参加し、貢献します。
7. 環境活動レポートを公表し、地域社会とのコミュニケーションを図ります。
8. この環境方針を全社員に周知し、環境負荷の低減に対する意識向上に努めます。

平成22年9月24日 作成

令和2年10月1日 改訂

株式会社 内藤工務店

代表取締役 青池 美和

2. 組織の概要

(1) 事業所の名称及び代表者名

株式会社 内藤工務店 代表取締役 青池 美和

(2) 所在地

本 社 〒810-0075 福岡県福岡市中央区港2丁目5番8号

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者：利根 龍

連絡先：TEL：092-751-1631 FAX：092-711-0582

Email：rine@naitou-con.co.jp URL：<http://www.naitou-con.co.jp/>

(4) 事業内容

建設業（建設工事の設計、監督、施工）

建設業許可番号：福岡県知事 許可 （特-4） 21365 号

(5) 事業の規模

資本金：5,000万円

項 目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月
従業員（人）	38	37	37	37
本社延べ床面積 (㎡)	409	409	409	409

(6) 事業年度

4月～翌年3月

3. 認証・登録の対象範囲

(1) 対象組織

株式会社 内藤工務店 本社

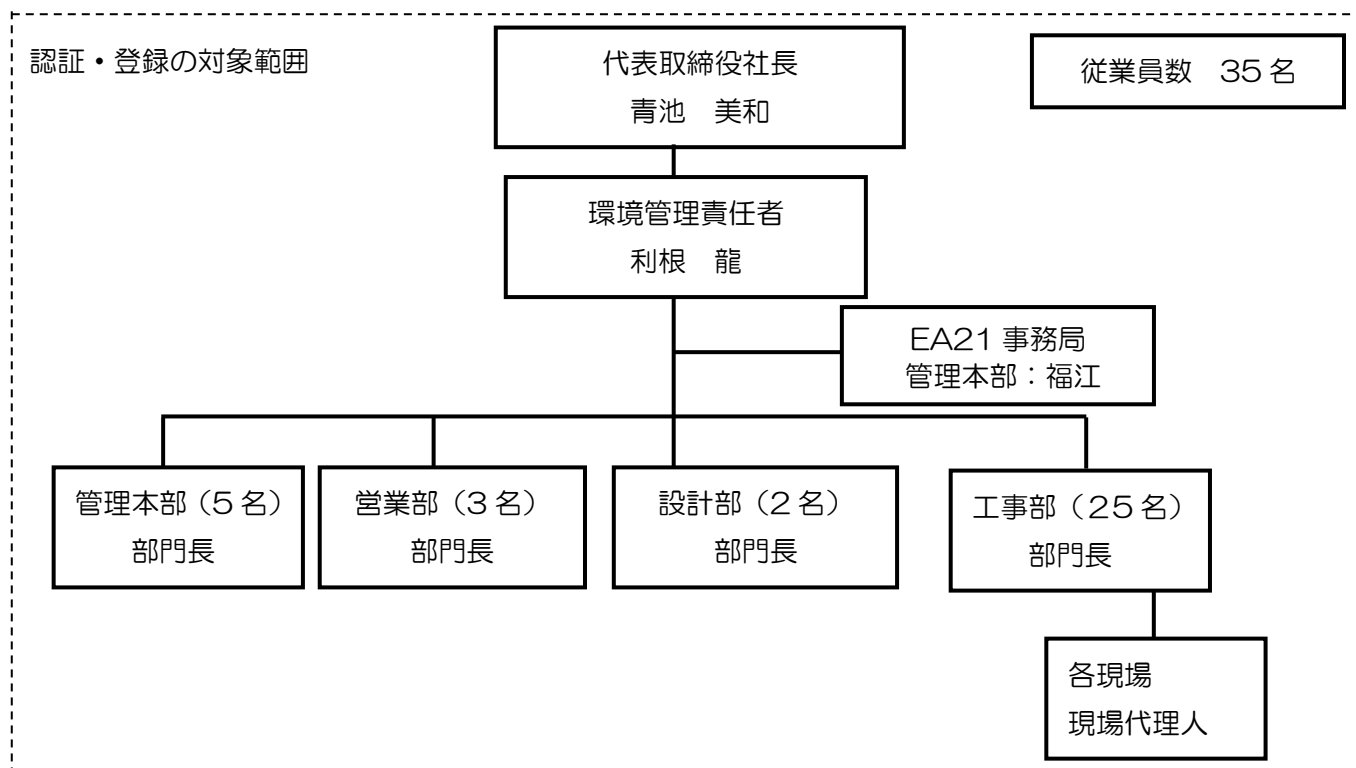
(2) 対象活動

建築工事の設計・監督・施工（建築工事業、一級建築士事務所）

(3) 対象外組織活動

なし（全組織、全活動を対象とする）

4. 実施体制図



所 属	役割・責任・権限
代表者（社長）	- 代表者として環境経営全般について責任と権限を持つ - 環境方針を作成・見直し、従業員に周知する - 環境管理責任者、EA21事務局員を任命する - 環境への取組を実施するための資源（人・もの・金）を準備する - EA21全体の取組状況に関し評価、見直しを実施する
環境管理責任者	- EA21ガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築し、実行し、環境実績を向上させる - 上記の結果を社長に報告する
EA21事務局	- 環境管理責任者を補佐し、EA21文書及び記録類の作成・維持・管理を行う - 社外からの環境情報の収集と伝達を行う
部門長	- 環境経営方針、自部門の環境経営目標、環境経営計画を部門全員に周知する - 自部門の環境経営目標、環境経営計画の達成と実績の把握を行う - 自部門で発生した問題点の是正処置、予防処置を実施する - 自部門に関連する法規制等を順守する - 自部門に関連する緊急事態への準備及び対応の訓練を実施する - 自部門の教育・訓練を実施する
全従業員	- 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する - 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する
現場代理人	担当現場において、環境経営目標・環境経営計画達成のための指示管理を行う

5. 環境目標

- ・環境目標は、当社事業活動を踏まえて以下の8項目をサイトに分けて設定しました。

(年度：4月～翌年3月)

環境目標項目	サイト 区分	単 位	基準値	単年度 目標	中長期目標			
				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
① 二酸化炭素排出量の削減（本社電力＋全活動の燃料）※1	事業所※2	kg-CO2 /㎡	87.00 （令和 3 年度実績）	85.26 （-2%）	84.39 （-3%）	83.52 （-4%）	82.65 （-5%）	
	建設現場 ※3	kg-CO2 /㎡	1.72 （令和 3 年度実績）	1.69 （-2%）	1.67 （-3%）	1.65 （-4%）	1.63 （-5%）	
② 廃棄物排出量（一般廃棄物）の削減	事業所	kg	620 （令和 3 年度実績）	608 （-2%）	601 （-3%）	595 （-4%）	589 （-5%）	
③ 産業廃棄物のリサイクル率の向上	建設現場	%	95.40 （令和 3 年度実績）	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	
④ 総排水量の削減（本社の節水）	事業所	m ³	198 （令和 3 年度実績）	194 （-2%）	192 （-3%）	190 （-4%）	188 （-5%）	
⑤ 化学物質使用量の削減	建設現場		工事現場で化学物質を適正に管理する。					
⑥ グリーン購入の推進（再生建設資材）	事業所	事務所 文房具	事業所文房具の購入に当たっては、可能な限り環境配慮品を購入する。					
	建設現場	再生材の 使用	工事使用資材で再生資材が利用可能なものは、可能な限り再生資材を使用する。					
⑦ 環境配慮設計及び工法の推進	事業所 ＋ 建設現場	% （環境配慮 取組現場の 割合）	100 （令和 3 度実績）	90 以上	90 以上	90 以上	90 以上	
⑧ 地域貢献活動の推進	事業所 ＋ 建設現場	回	17 （令和 3 年度実績）	6以上	6以上	6以上	6以上	

備考：※1：二酸化炭素排出量計算時の購入電力の排出係数は、令和 2 年度年度九州電力(株)の調整後排出係数(0.480kg-CO₂/kWh)を使用している。

※2：二酸化炭素排出量の単位である㎡は本社事務所の延べ床面積の 409.38 ㎡とする。

※3：二酸化炭素排出量の単位である㎡は当該年度の新築現場の延べ床面積とする。(令和 5 年度は 20,820.70 ㎡)

6. 環境目標の実績

・当社は、エコアクション21に基づく環境経営システムを構築し、平成22年10月から環境活動に取り組んできました。

・令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）における目標に対する実績は以下に示すとおりであり、絶対評価値での、現場二酸化炭素排出量、一般廃棄物排出量、総排水量の削減が目標未達の状況です。

環境目標項目	サイト 区分	単 位	基準値	令和元年度運用 (令和5年4月～令和6年3月)		
				目 標	実 績	目標達成 の判定※2, 5
① 二酸化炭素排出量の削減※1 (本社電力+全活動の燃料)	事業所 ※3	kg-CO ₂ /m ²	87.00 (令和3年度実績)	85.26 (-2%)	81.5	○ (104.6%)
	建設現場 ※4	kg-CO ₂ /m ²	1.72 (令和3年度実績)	1.69 (-2%)	3.20	× (52.81%)
② 廃棄物排出量（一般廃棄物）の削減	事業所	kg	620 (令和3年度実績)	608 (-2%)	795	× (76.47%)
③ 産業廃棄物のリサイクル率の向上	建設現場	%	95.40 (令和3年度実績)	80 以上	82.2	○
④ 総排水量の削減 (本社の節水)	事業所	m ³	198 (令和3年度実績)	194 (-2%)	258	× (75.19%)
⑤ 化学物質使用量の削減	建設現場		工事現場で化学物質を適正に管理する。			
⑥ グリーン購入の推進 (再生建設資材)	建設現場	再生材の使用	工事使用資材で再生資材が利用可能なものは、可能な限り再生資材を使用する。			
⑦ 環境配慮設計及び工法の推進	事業所 + 建設現場	% (環境配慮取組 現場の割合)	100 (令和3年度実績)	90 以上	100	○
⑧ 地域貢献活動の推進	事業所 + 建設現場	回	17 (令和3年度実績)	6以上	25	○

備考：※1：二酸化炭素排出量計算時の購入電力の排出係数は、平成28年度九州電力(株)の調整後排出係数(0.483kg-CO₂/kWh)を使用している。

※2：() 内は、基準値に対する増減率を示す。

※3：二酸化炭素排出量の単位の中のm²は本社事務所の延べ床面積の409.38m²とする。

※4：二酸化炭素排出量の単位であるm²は当該年度の新築現場の延べ床面積とする。(令和5年度は20820.70m²)

※5：<削減目標の目標達成の算式> $((\text{目標}-\text{実績})/\text{目標}+1) \times 100$

※6：二酸化炭素総排出量実績：100.2t(事業所33.4t+建設現場66.8t)

7. 環境活動計画とその取組結果及び評価、次年度の取組内容

(1) 二酸化炭素排出量の削減

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施 状況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	電気使用量の対基準値 1%削減	事業所	○	①	エアコン設定温度（冷房 28℃、暖房 22℃）で、実行する	○	<現状> 二酸化炭素排出量は、削減活動に務めたが、建設現場は基準年度よりも面積が少なく目標達成ができなかった。 <今後> 引続き削減活動を継続し電力の効率的な使用に努める。
				②	エアコンフィルターの清掃	○	
				③	昼休みの消灯運動	○	
				④	外出・退出時の OA 機器の主電源 OFF	○	
		建設現場	×	①	エアコン設定温度（冷房 28℃、暖房 22℃）で、実行する	○	
				②	昼休みの消灯運動	○	
				③	外出・退出時の OA 機器の主電源 OFF	○	
				④	工具利用作業の効率化による節電	○	
2	ガソリン使用量の対基準値 1%削減	事業所 + 建設現場	○	①	エコドライブ10の推進	○	
				②	近場の営業は自転車や公共交通機関を利用する	○	
				③	営業活動や現場活動での移動の効率化	○	

<目標達成の判定>○：達成 ×：未達成 ー：判定できない、該当しない

<実施状況の判定>○：実行されている ×：実行されていない ー：判定できない、該当しない



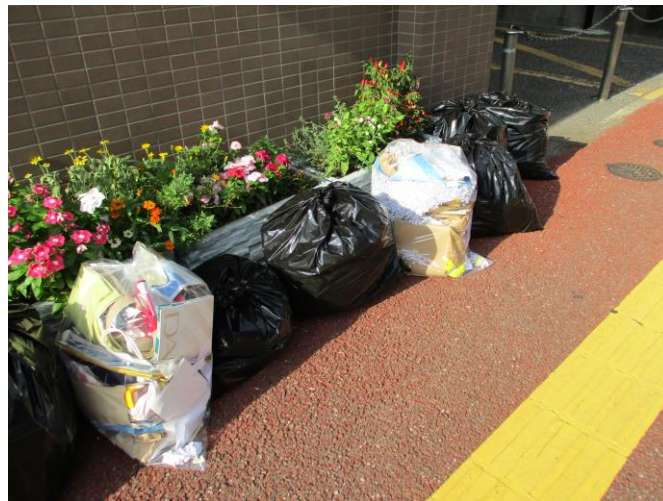
事業所内の蛍光管を LED に変更して節電活動



コピー機の省エネ設定による節電活動

(2) 廃棄物排出量（一般廃棄物）の削減

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	可燃ゴミ、 古紙、雑 誌、 ダンボール の排出量の 対基準値 1%削減	事業所	×	①	可燃ゴミ、紙類は、福岡市指定 の回収業者に回収してもらう。	○	<現状> 廃棄物排出量（一般廃 棄物）は、目標達成す ることができませんでした。 可燃ごみ、紙類は福岡 市の指定業者に回収を 委託し、古紙の回収、 ダンボール・雑誌等の リサイクルの実行がで きた。 <今後> 廃棄物排出量（一般廃 棄物）は、今後も削減 に努め社員への周知を 行っていく。
				②	新聞紙は、古紙として新聞業者 に引き取ってもらう。計量値は 記録する。	○	
				③	ダンボール、雑誌は所定の場所 に保存し、処分する。計量値は 記録する。	○	
				④	裏紙使用を徹底し、コピー用紙 の使用量を削減する	○	



事業所内の可燃ゴミ回収

（３）産業廃棄物のリサイクル率の向上

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状 況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	リサイクル 率 80 % 以 上を目指す	建設 現場	○	①	現場での産業廃棄物の発生抑制に努める（分別徹底）	○	<現状> 産業廃棄物のリサイクル率は、目標達成できました。汚泥排出量により、リサイクル率の増加につながった。 <今後> 来年度も、今年度同様各現場担当者が、常にリサイクルに努めるよう分別を徹底していく。
				②	現場代理人は産業廃棄物管理票の管理を確実にし、責任者に報告する	○	
				③	産業廃棄物の適正処理を電子マニフェストによる確認をする	○	

（４）総排水量の削減（本社の節水）

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施 状況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	上水使用 量の対基 準値 1% 削減	事業所	×	①	節水シールを貼り、無駄な上水の使用抑制に努める	○	<現状> 節水活動に努めていましたが、達成することができず。 <今後> 節水活動の見直し、全社員への周知を再度確認、周知するように努めていく。
				②	節水活動の推進	○	



電子マニフェストの導入



事業所内の節水活動

(5) 化学物質使用量の削減

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状 況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	工事現場で化学物資を適正に管理する。	建設現場	—	①	SDSシートを用いて化学物質の適正使用、安全管理の周知を行う。	○	<現状> SDS管理は全現場で徹底出来ています。 <今後> モデル現場の見直しを行っていき、取組目標の変更も視野に入れ継続していく。

(6) グリーン購入の推進

（再生材が流通している資材は、極力再生材を使用する）

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状 況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	工事使用資材で再生資材が利用可能なものは、可能な限り使用する。 事業所文房具の購入に当たっては、可能な限り環境配慮品を購入する。	建設現場	—	①	資材発注において、再生材使用の可能性を検討し、可能な場合は確実に再生材を利用する。	○	<状況> 再生材使用量の増加は、各現場再生材の利用を推進し目標達成できた。 <今後> これからも現場での再生材の推進活動を行っていく。事業所内の文具品は、情報収集して購入に努めていく。
			—	②	環境負荷の自己チェック表に掲げた資材の調達量を把握し、責任者へ報告する。	○	
		事業所	—	③	事業所の文具購入基準年度（平成28年度）を目標値としてグリーン購入に努める。	○	



現場での再生資材使用状況



事業所内のリサイクルに繋がる付箋紙を使用

（７）環境配慮設計及び工法の推進

（創意工夫、技術、事故ゼロ、騒音・振動・集塵低減）

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	環境へ配慮 した施工 （取組率 90%以上） を行う	事業所 ＋ 建設 現場	○	①	環境へ配慮した施工を行 う（太陽光、エコキュート 等の設置）	○	<現状> 環境配慮設計及び工法 の推進は、工事部会議 等でのミーティングを 行い目標達成できた。 <今後> これからも継続して努 めていく。
				②	各現場の状況報告・打合せ を毎月工事部会議で検討 （工期短縮の活動）	○	
				③	低排ガスの機械重機を選 定する。	○	

（８）地域貢献活動の推進

（地域社会、現場周辺での清掃活動）

取組目標		サイト 区分	取組目標 達成状況	活動項目		実施状況	評価（今後の 取組内容を含む）
1	事業所、建 設現場共に 毎月２回以 上の実施	事業所 ＋ 建設 現場	○	①	事業所における地域貢献 活動への参加	○	<現状> 地域貢献活動は、毎月２回 の清掃活動を行い、目標達 成できた。また、業界等で の清掃活動に参加してい る。 <今後> これからも継続して努めて いく。
				②	建設現場における近隣清 掃活動	○	



工事部会議・全体会議



業界関係の清掃活動

8. 環境関連法規の遵守状況

- ・令和5年度事業活動に対して、当社に適用される環境関連法規の遵守状況をチェックした結果、法令違反はありませんでした。
- ・また、関係機関や利害関係者からの訴訟や違反の指摘も過去3年間ありませんでした。

法令名	主な遵守事項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の処理（特に収集・運搬）は許可業者に委託すること。 産業廃棄物を一時的に保管する場合の基準。60cm×60cm以上の表示、飛散・浸透防止、衛生管理などの遵守。 管理票交付者は、都道府県知事あてへ6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関して、報告書を提出しなければならない。 多量廃棄物排出事業者は、処理計画書を作成し、都道府県知事（福岡市内の排出事業場については、福岡市長）に提出する。また、処理計画を提出された次年度には、処理計画の実施状況報告の提出する。 多量排出処理計画を提出する。 産業廃棄物の処理を委託する場合に、その都度産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行する。 マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付者（排出事業者、中間処理業者）は、交付したマニフェストの控えと処理済みで返却があったものを5年間保存しなければならない。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設業を営む者の義務の遵守
振動規制法	特定建設作業実施届出（様式第9）：作業開始日の7日前に市町村長に届出
騒音規制法	特定建設作業実施届出（様式第9）：作業開始日の7日前に市町村長に届出
特定特殊自動排ガスの規制等に関する法律（オフロード法）	排出量を増加させないための燃料に軽油を使用。日常点検の実施。
道路交通法	車両の運転者は、当該車両について「積載重量等」の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。 第1種特定製品（業務用空調機、冷蔵庫、冷凍庫など）の簡易点検や定期点検を行う。
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を廃棄するときは、適正なリサイクル料金を支払って、指定された業者に依頼する。
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	自ら所有する車両のリサイクル料金を支払う。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するたための措置を含む）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑

	制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。
大気汚染防止法	建物の解体・改造・又は補修工事の元請業者は、工事が特定工事に該当するか否かについて、環境省令で定める方法による調査を行い、環境省令で定める内容を発注者に対して書面を交付し説明を行う。また、調査記録と書面の写しを保存する。
	調査記録の写しを工事現場に備え置く。調査の結果その他環境省令で定める事項を、現場において公衆に見やすいように掲示する。
	特定粉じん排出等作業を行うことを、作業開始 14 日前までに都道府県知事(政令市にあっては市長)に届出。
	特定建築材料の建築物からの除去方法と特定建築材料からの特定粉じんの飛散防止について法令で定める基準に従って実施する。
	当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を厳守する。
	特定粉じん排出作業が完了したときは、その結果を遅延なく発注者に書面で報告するとともに、特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、記録及び書面の写しを保存しておく。
石綿障害予防規則	技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、作業に従事する労働の指揮、その他の厚生労働省で定める事項を行う。
	解体工事等を行う場合は事前に石綿等の使用の有無について事前調査を行う。
	石綿使用建築物解体工事等を行う場合は、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、石綿使用建築物等解体等作業を行う。
	① 吹き付けられた石綿等の除去に係る措置 ② 保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置 ③ 石綿等が吹き付けられた建築物、及び石綿等が使用されている保温材が施工された建築物等に係る措置 について、実態確認を行う。
	作業に係る設備が密閉施設、局排設備、プッシュプル型換気設備であるか等の確認。 石綿の切断作業時は石綿を湿潤な状態にし、著しく困難な場合は除じん性能を有する電動工具を使用し、その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努める。 石綿を取り扱う作業場に、作業に従事する物以外の立入を禁止する。立入禁止の旨を他の者にわかるように表示する。 規則第 16.17 条：局書排気装置等の要件、稼働の規制に関する規則を守る。 規則第 18 条：除じん設備の要件の規制に関する規則を守る。
	石綿使用建築物等解体作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、業務に関する衛生(石綿の有害性、使用状況、粉じんの発散を抑制するための措置、保護具の使用手法、石綿のばく露の防止)について特別に教育を行う。
	石綿等を取り扱う作業場には、石綿等を取り扱う作業場である旨や、人体に及ぼす影響、取扱いの注意事項、使用すべき保護具等の必要な情報を作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

9. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

(1) 令和5年度運用結果の評価

- 令和5年度の新たな基準（目標）値に対して、目標達成のために具体的な活動項目をミーティング、会議等で周知徹底してきた。
- 取組みから15年を経過し、各職場には活動の重要性は浸透しており、相応の効果も出てきているものと認識している。
- 各項目毎に見ると、基準値を達成している項目、未達成のものがある。達成している項目については、引き続き活動が形骸化しないよう運用に努めていく。また未達成の項目については、改善策は難しいものもあるが引き続き活動項目の実施に加え、データ分析等も行い基準値達成に全社挙げて取り組んでいく。

<環境コミュニケーション、教育訓練、法令遵守>

- 令和5年度については、苦情処理等の発生件数はゼロ。
- ミーティング等によるエコアクション21の必要事項の周知はよくできており、今後も怠りなくコミュニケーションを図ることとする。

- 令和6年度も新型コロナウイルスの影響により、経済全般が停滞傾向にありますが、弊社の工事件数は例年並みを維持すると想定されるので、引き続き電気使用量、ガソリン使用量等につきましては、エコドライブ等の教育、訓練を行うとともに、法令遵守、急事態訓についても確実に実施し、目標達成へ取り組んでいきたいと思っております。

【工事部会議・全体会議での教育訓練】



(2) 次年度に向けての見直しについて

- 環境方針については引き続き現状を維持するものとし、環境目標と環境活動計画については、事業所の二酸化炭素排出の削減や現場での産業廃棄物のリサイクル率の向上、総排水量の削減は達成しているが、達成できていない項目もあり、さらに次年度から改善に向けた検討作業を進めて行く。

記録日 2024.6.30